

工事請負約款と損害保険

笹 本 国 彦*

工事請負約款の改訂について従来から各方面で論議がなされているが、その論点の一つとして工事中に発生した天災不可抗力による損害の負担をどう処理するかが問題とされ、これとの関連において工事保険、とくに土木工事保険が大きくクローズアップされている。

建設省においては、昭和 44 年 4 月から工事中に発生した工事物件等に対する損害、あるいは第三者に与えた賠償損害に関する実態調査が実施されており、また損害保険業界においては昭和 45 年 6 月から日本損害保険協会内に「土木保険室」を設け、土木工事保険の本格的な研究に取り組んでいる。かかる情勢のなかであって、請負工事約款と損害保険のかかわりあいについて論ずることは、問題の存するところであるが、本文では主としてわが国および英米の工事請負約款における保険条項を検討し、保険利用の現状にふれつつ、工事請負約款と保険制度との関連について、将来の展望を試みるにとどめるとしたい。

1. イギリスにおける代表的な工事請負約款と保険条項

(1) イギリスにおける代表的な工事請負約款

イギリスにおける代表的な工事請負約款としては、次の 3 つのものをあげることができる。

① R.I.B.A. 約款——建築工用約款：Royal Institute of British Architects-Agreement and Schedule of Conditions of Building Contracts.

② I.C.E. 約款——土木工用約款：General Conditions of Contract and Forms of Tender, Agreement and Bond for use in connection with Works of Civil Engineering Construction.

③ CCC/WKS/1 約款——政府関係建築および土木工用約款：General Conditions of Government Contracts for Building and Civil Engineering Works.

① の R.I.B.A. 約款においては、請負人に対し人身事故に関する Public Liability Insurance (第三者賠償責任保険) および Employers Liability Insurance (雇用

者責任保険) の付保を義務づけているが、工事物およびその資材に関する保険については、発注者が付保する場合と請負人が付保する場合の二通りの規定を定め、いずれが付保するかを当事者の協議にまかしている。付保すべき保険の内容は、通常 Special Perils Insurance と呼ばれるもので、火災・暴風・嵐・落雷・洪水・地震・航空機の落下・騒じょう等の危険を担保するものとなっている。なお、工事物(資材を含む)以外の財物、たとえば仮設建物、工事中機械、他人の財物などに対する保険は、とくに Specification において要請された場合のみ、請負人が付保することとされている。

R.I.B.A. 約款では、工事物および資材に生じた天災不可抗力による損害につきこれを発注者が負担するか、受注者が負担するかについて明記をさせている点に特色がある。

② の I.C.E. 約款では、工事期間中および保守管理期間中における請負人の責任を明確に定め、同時にこれらの責任を転嫁する保険——Contractors' all Risks and Public Liability Insurance (通称 C.A.R. 保険) の付保を請負人に義務づけている。I.C.E. 約款における請負人の責任は、きわめて重いものとなっている。すなわち、請負人は工事期間中、本工事および仮設工事に関する管理の全責任を負い、Excepted risks (除外危険) として掲げられた危険以外の原因で生じたすべての損害について、請負人は自己の費用により修復する義務がある。Excepted risks としてあげられているのは、暴動・戦争・侵略・内乱・軍隊または暴動の行為など、通常 War risks と呼ばれるもの、設計の欠陥に起因する損害、発注者による完成部分の使用に起因する損害等に限定されている。また、保守管理期間中における工事物の修復作業に起因して生じた損害についても、請負人は責任を負うこととされる。

さらに、請負人は工事の遂行および保守管理に起因して第三者に与えた人的・物的損害に対する賠償責任、および作業員の死傷に対する賠償責任を負担し、発注者を補償する義務がある。

請負人は、かかる工事物に対する管理責任、第三者に対する賠償責任、作業員の死傷に対する責任を全うするため、次の保険を付保することを義務づけられている。

* 安田火災海上保険(株)火災業務部業務第三課副長

1) 工事物件および仮設物・工事用材料・工事用機器その他、工事現場内に搬入された物いっさいについて、その全額に対し、Excepted risks を除くいっさいの危険を担保する保険。被保険者は、発注者と請負人の連名とする。

2) 第三者の身体および財物に与えた損害に対する責任保険で Specification に書かれた金額以上のカバーを要する。被保険者は、同じく発注者と請負人の連名とする。

3) 従業員の死傷に対する保険

1) および 2) をカバーする保険として前述した C. A.R. 保険が広く利用され、3) に対しては Employeys Liability Insurance がある。イギリスにおいて C. A.R. 保険が急速な伸展を示したのは、この I.C.E. 約款の普及によるところが、きわめて大きいといわれている。

3) の CCC/WKS/I 約款では、Accepted risks という概念が定義づけられ、火災・暴風・嵐・洪水・地震・暴動・騒じょう・航空機の落下および、いわゆる War risks などが、これに含まれる。工事物および資材について、これら Accepted risks によって生じた損害は発注者の負担とされている点に特色がある。仮設建物・仮設備については、すべて請負人が単独に危険を負担することとし、第三者に対する責任については、一般的な過失責任の原則が述べられているにとどまる。保険についてはとくに規定がない。

以上、イギリスにおける三つの代表的な工事請負約款について請負人が負うべき責任、保険条項等についてふれてみたが、いずれの約款による工事であっても、今日では C. A.R. 保険 (Contractors' all Risks and Public Liability Insurance) の利用が一般的となり、請負工事における不可欠の保険として、建設業界・保険業界に定着するに至っている。

(2) イギリスの C. A.R. 保険の特色

イギリス C. A.R. 保険の特色として次の点をあげることができる。

① 対象工事が広いこと：土木工事・建築工事あるいは機械設備の据付工事など、すべての工事が対象となる。

② 保険の目的となるものの範囲が広いこと：本工事・仮設工事・資材のみならず、工事用仮設物・工事用機械・その他工事施工に必要なもので、現場に持ち込まれたものいっさいが対象となる。

③ オールリスクカバーであること (賠償責任もふくむ)：若干の免責約款による免責損害のほか、工事物等に対するオールリスクカバーを提供し、あわせて第三者に与えた人身事故および財物損害に対する賠償責任も担保する。

④ 保険金額の決め方が簡単であること：工事現場における各種財物の価額は工事の進捗状況に応じて変動するが、工事および仮設工事・材料については Contract value (完成価額)、その他のものについては、おのおの価額を保険金額とする。賠償責任については、工事物件等と別途の金額を設定する。

⑤ 請負人の保守管理責任についてもカバーが得られること：工事期間中のみならず、請負人が工事請負約款で負担する保守管理責任期間についてもカバーが得られる。

かくて、イギリスにおいては C. A.R. 保険が著しく成長をみるに至ったが、いまやイギリス内の工事のみならず、世界各国で行なわれる各種工事の保険設計と保険消化について、ロンドン保険市場は指導的役割を果している。最近わが国においても、プラント輸出・海外建設工事等の契約において C. A.R. 保険の付保が要請されることが多くなり、関係者の理解も深い。

2. アメリカ合衆国における代表的な工事請負約款と保険条項

(1) アメリカ合衆国における代表的な工事請負約款

アメリカ合衆国における代表的な工事請負約款として次の三つのものを取り上げることとする。

① A. I. A. 約款——建築工事用約款：American Institute of Architects Document A 201-General Conditions of the Contract for Construction

② A. S. C. E.-A. G. C. 約款——土木工事用約款：American Society of Civil Engineering, Associated General Contractors of America——Form of Contract for Engineering Construction Projects

③ G. S. A. 約款——政府関係建築土木工事用約款：General Services Administration-Standard Form 23 A

④ の A. I. A. 約款では、請負人が付保すべき保険、発注者が付保すべき保険につき具体的に定められている。

1) 請負人の付保すべき保険

請負人は下記事由に基づく責任につき保険を付する。

③ Workmen's Compensation Acts 等に基づくクレーム

⑥ 従業員の死傷によるクレーム

⑦ 従業員以外の第三者の死傷によるクレーム

⑧ 第三者の財物に与えた損壊に基づくクレーム

2) 発注者の付保すべき保険

③ 発注者の責任をカバーする責任保険

⑥ 別段の定めなきときには、発注者は工事物全体について、火災・暴風・洪水等の拡張担保リスク、蛮

行等による損害をカバーする保険を付する

㉔ 法律等によって必要とされるボイラおよび機械に対する保険

㉕ 発注者は任意に使用上の喪失利益を担保する保険を付することができる。

㉖ ②の A.S.C.E.-G.S.A. 約款では、請負人は工事に對し全責任を負うが、発注者の責に帰すべきもの、戦争による損害ならびに発注者が付保したリスク—火災・地震・洪水危険などによる損害は除かれる。この A.S.C.E.-G.S.A. 約款においても、A.I.A. 約款と同じように請負人の付保すべき保険と発注者の付保すべき保険を定めているが、よりいっそう具体的な規定となっている。

1) 請負人の付保すべき保険

㉗ Statutory Workmen's Compensation Insurance

㉘ Contractor's Public Liability and Property Damage Insurance

㉙ Automobile Public Liability and Property Damage Insurance

2) 発注者が付保する保険

㉚ 火災・地震・洪水およびその他必要と考えられるリスクに対する保険

㉛ 工事の遂行によって生ずる第三者に対する損害賠償責任から発注者およびその関係者を防護する保険

㉜ ③の G.S.A. 約款では、請負人に対し過失責任による一般原則的な責任を課すことを規定したにとどまり、保険について特に規定はない。

以上、合衆国における代表的な工事請負約款の保険条項について述べたが、工事物等について生じた天災不可抗力による損害についてはとくに責任の負担者を明示せず、発注者または受注者が all Risks Policy あるいは Extended Coverage Insurance 等を付保することとしている。

(2) アメリカ合衆国における建設工事関係の各種保険

合衆国では各種保険が利用されているが、その主たるものについて簡単にふれる。

① 責任保険

1) Contractors' Public Liability Insurance 工事中・工事に起因して生じた第三者に対する賠償責任をカバーする保険

2) Contractor's Protective Liability Insurance 下請負人の過失によって第三者に損害を与えた場合、第三者からの元請負人に対する賠償請求に対する責任保険。

3) Owners' Protective Liability Insurance 請

負人あるいは下請負人の過失によって第三者に損害を与えた場合、その第三者からの発注者に対する賠償請求に対する保険。

② Workmen's Compensation Insurance 労災保険

③ Builder's Risk Insurance : 工事物に対する物的損害をカバーする保険で、Named perils—列举危険方式とオールリスク方式とがある。

これらのほか、生産物賠償責任保険・自動車損害賠償責任保険・機械保険など各種保険が利用されている。

3. わが国における代表的工事請負約款と保険条項

わが国ではいくつかの標準化された工事請負約款がある。中央建設業審議会約款・建設省標準約款・四会連合協定約款などである。これらの約款における損害の負担条項および保険条項には、それぞれ相異点があるが、基本的には次のように規定されている。

(1) 損害負担条項

a) 天災・不可抗力以外の一般的損害

工事期間中、工事の施工に関して、工事の目的物または工所用材料について生じた損害は、請負人の負担とする。ただし、その損害が発注者の責に帰する事由による場合は、この限りではない。

b) 天災・不可抗力による損害

工事期間中、天災・不可抗力によって工事の出来形部分・工所用材料・工事仮設物・建設機械器具（工事仮設物・建設機械器具の取扱いについては一様でない）に損害が生じた場合には、発注者・請負人協議のうえ損害額を決定し、請負金額の一定比率以上の損害（建設省約款では4%、四会連合協定約款ではとくに明文を欠く）については発注者が負担する。ただし、火災保険等の損害保険によっててん補されるものがあるときは、その額が損害額から控除される。

c) 第三者に及ぼした損害

工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、請負人の負担において賠償する。ただし、その損害が発注者の責に帰すべき事由による場合は発注者が負担する。

(2) 損害保険条項

請負人は工事の目的物および工所用材料につき火災保険を付する。運送保険・建設工事保険については、発注者・請負人が協議して定める。第三者賠償責任保険、工事用仮設物、機器などに対する保険については、とくに規定がない。

以上のとおり現行の標準約款では、具体的に工事保険

あるいは第三者賠償責任保険等についてふれられていないが、これら保険条項を具体的に採用した工事約款の実例が増加しつつある。日本道路公団責任施工約款・電源開発株式会社水力発電所建設工事約款・原子力発電所建設工事請負約款などが、その実例としてあげられよう。

4. 工事請負約款と損害保険条項

工事請負約款と損害保険について、英米の代表的工事請負約款における保険条項の扱い、保険利用の現況、わが国の標準工事請負約款における保険条項について検討を行ってきたが、英米の工事請負約款に共通して見られる思想は、できるだけ保険制度を活用しようという点である。したがって、わが国における工事請負約款に保険条項をどんな形で導入すべきかを検討するにあたって、保険制度そのものの発達状況について十分な知識と理解を要する。

わが国においても、近年各種保険の開発が目ざましく、工事保険、第三者賠償責任保険、工事中機械の動産総合保険などの利用は一般化している。以下にその現況を述べる。

(1) 工事保険

工事の着工から完成引渡しまでの間に、工事物・工事中材料等について生じた物的損害をてん補する保険を総称して「工事保険」と呼ぶ。これには、工事の内容に応じて次の種類のものがある。

a) 組立保険

鉄塔組立工事・橋梁上部工組立工事など、鋼構造物の建設工事、各種機械設備の組立、据付工事などを対象とするオールリスクカバーの保険であり、試運転中のリスクも担保される。

b) 建設工事保険

ビルディング等のコンクリート造建物や工場建家等によくみられる鉄骨造建物の建築工事を対象とするオールリスクカバーの保険であり、工事の出来形、工事中材料に対する損害のほか、仮設建物等について生じた損害もてん補される。

c) 土木工事保険（建設工事保険土木工事特約）

道路工事・橋脚工事・トンネル工事・ダム工事・港湾施設工事など土木工事一般を対象とするオールリスクカバーの保険であるが、現在は先に述べた建設工事保険の特約として引き受けられており、独立した「土木工事保険」として存在するものではない。内容的には建設工事保険にフォローしつつ、対象工事固有のリスクにつき各種の免責規定を追加補足する形をとっている。保険料率および条件は、案件一件ごとに個別的にリスクを分析し

算出することとしている。ただし、この保険はまだ経験が浅く、今後の改善に待つところが多い。

(2) 第三者賠償責任保険

工事中の事故によって第三者の身体あるいは財物に損害を与えたため、被保険者が負担する賠償損害をてん補する保険で、損害賠償金のほかに、応急手当費用・争訟費用等も支払われる。保険引受けの形態としては、「請負業者賠償責任保険」という単独の保険で引受けられる方法と、先に述べた工事保険とあわせて一本の保険証券で引受けられる場合とがある。

(3) 工事中機械の保険

工事場内において使用される各種工事中機械——パッチャープラント・クレーン・コンプレッサー——などに生じた損害をカバーする保険として、「動産総合保険」と「機械保険」がある。前者は主として工事中機械に対する外来的危険、たとえば自然災害・盗難などに対する保険で、後者は機械の Mechanical breakdown をカバーする保険である。

これらのほか、自動車保険「労災上乗せ傷害保険」なども広く利用されている。

以上のように現行の各種請負工事標準約款が起案された時点と比較して、損害保険の多様性、普及状況について、格段の進歩をとげている。民間発注あるいは官公庁発注のいずれを問わず、プロジェクトが巨大化・複雑化している今日、世界的規模でリスクの分散がはかれる保険制度を最大限に活用することが人間の叡知であるといえよう。工事請負約款の改訂を論ずるにあたって、保険制度の積極的導入について、十分なる検討がなされるよう期待してやまない。

参 考 文 献

- 1) Hagart, G.T.N. : Conditions of Contract and Insurance, Witherby & Co. Ltd.
- 2) Eaglestone, F.N. : The R.I.B.A. Contract and the Insurance Market, The Policy Holder Printing and Publishing Co. Ltd.
- 3) Advanced Study Group : An Examination of the Practice of Parties Negotiating Contracts Requiring Indemnities, Insurance Institute of London.
- 4) Piper, L.J. : Contractors' and Risks and Pubility Insurance, Buckley Press Ltd.
- 5) Advanced Study Group : The Underwriting of Contractors' all Risks Policy, Insurance Institute of London (旧版 No. 114・新版 No. 192)
- 6) 中村絹次郎 : 英米建設工事標準請負契約約款, 勁草書房
- 7) Simons, J. and Koster J.C. : A Complete Insurance Guide for Constructon, Chilton Book Co.
- 8) Derk, W.T. : Insurance for Contractors, Freds. Tames Co.
- 9) 荒井八太郎 : 建設請負契約論, 勁草書房